

1. 受 理 番 号 請願第8号

2. 受 理 年 月 日 令和5年11月27日

3. 請 願 の 件 名

児童・生徒・学生の健康と学習権が守られるために、生理用品の学校トイレへの設置ならびに人権としての性教育の実施を求めることについて

4. 紹 介 議 員

杉浦 智子、林 まり、柏木 敬友子、小島 義雄、中川 哲也

5. 付 託 委 員 会 教育厚生常任委員会

6. 請 願 趣 旨 別紙のとおり

【別紙】

[請願趣旨]

日頃は地域住民の命と権利、生活向上のため、ご尽力されていることに心から敬意を表します。

私たち新日本婦人の会は、国連NGO認証団体として、暮らしと平和、ジェンダー平等、子どもたちの幸せのために全国の草の根で行動する女性団体です。

コロナ禍で「生理の貧困」が社会問題として注目されるようになり、学校施設についても、児童・生徒が安心して通学でき、健康で衛生的な生活を保障するために、全国で生理用品の学校トイレへの設置が広がっています。滋賀県でも、県立の高校で2021年9月から女子トイレの手洗い場や個室などに配置がされるようになりました。しかし大津市の小・中学校では「保健室に来て養護教諭と対話する機会とし、課題があれば適切な支援につなげたい」として、従来通りの保健室で対応するとしています。

そこで、私たち新日本婦人の会は、県内の小中学校の女子児童・生徒の実態や感じていることをつかみたいと【みんなの生理きかせてアンケート】を実施し、171名から回答をもらいました。アンケートの中で見えてきたことは、「3人に1人以上は学校生活の中で生理用品が無くて困った経験があり、5人に1人以上は保健室で生理用品をもらえることを知らない。」ということです。また、生理用品が無くて別の物で済ませた経験や保健室に取りに行きにくいと感じていることも分かり、回答者の82%が「学校トイレに生理用品が置いてあったほうが良い」と声を寄せています。あわせて、「生理のしくみなどをきちんと知りたい」「男子も生理のことを理解してほしい」という声も出ています。

生理の貧困は、生理用品が手に入りにくいということだけが問題ではありません。児童・生徒が安心して学べる環境づくりと、健康で衛生的な生活を保障されるために以下請願いたします。

[請願項目]

1. 児童・生徒が安心して通学でき、健康で衛生的な生活を保障するために学校施設の女子トイレに返却不要の生理用品を設置してください。
2. 月経や妊娠・性病やDV・LGBTQに対する知識など、体の仕組みや変化を性別問わず理解を深めていくための科学的な性教育を発達年齢に合わせ

て、教育の場でも取り組んでください。